令和８年（家）第２１３１号
愛知県江南市宮田町南野東36番地
申立人　栗本　　力
本籍愛知県江南市松竹町西松竹32７番地
最後の住所本籍に同じ
死亡の場所愛知県丹羽郡大口町
死亡年月日令和８年４月24日
出生の場所愛知県丹羽郡大口村
出生年月日昭和10年９月19日
職業無職
被相続人　亡　泉　イク子
愛知県稲沢市正明寺一丁目９番５号　紅さざんか法律事務所
相続財産清算人　丹羽加奈絵
催告期間満了日　令和９年４月５日
名古屋家庭裁判所一宮支部

令和８年（家）第５２号
大阪府豊中市向丘３－７－31－102
申立人　山内誉理子
本籍三重県津市白山町南出103番地14
最後の住所三重県津市白山町南出103番地14
死亡の場所三重県津市
死亡年月日令和７年８月11日
出生の場所高知県長岡郡介良村
出生年月日昭和８年８月24日
職業　無職　　被相続人　亡　藤本桂一郎
三重県桑名市寿町３丁目11番　太平洋桑名ビル６階　伊勢湾総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松井　太一
催告期間満了日　令和９年４月５日
津家庭裁判所

令和８年（家）第８０２７号
富山県富山市舟橋南町１番９号
申立人　平野　淳子
本籍石川県珠洲市宝立町馬渡四十七字59番地
最後の住所石川県珠洲市宝立町鵜飼一字23番地９
死亡の場所石川県河北郡津幡町
死亡年月日令和７年10月14日
出生の場所石川県珠洲郡内浦町
出生年月日昭和36年５月８日
職業無職　　被相続人　亡　細田雄一郎
事務所石川県輪島市河井町15部90番地25輪島ひまわり基金法律事務所
相続財産清算人　弁護士　平良　卓也
催告期間満了日　令和９年４月７日
金沢家庭裁判所珠洲出張所

令和８年（家）第４７９号
愛知県一宮市宮西通７丁目８番地１
申立人　飯田　由美子
本籍岐阜県本巣市根尾越卒４０９番地
最後の住所岐阜県瑞穂市重里２０１１番地医療型サービス付き高齢者住宅巣南
死亡の場所岐阜県山県市
死亡年月日令和８年４月１７日
出生の場所北海道河東郡上士幌村
出生年月日昭和９年１０月２４日
職業　無職　　被相続人　亡　所　敏子
事務所　岐阜市神田町１－１－５岐阜神田町ビル５Ａ号室池田智洋法律事務所
相続財産清算人　弁護士　池田　智洋
催告期間満了日　令和９年４月７日
岐阜家庭裁判所

令和８年（家）第４８９号
岐阜県関市若草通３丁目１番地
申立人　関市
本籍愛知県名古屋市中村区名駅南三丁目１１０９番地
最後の住所岐阜県関市倉知１４８番地１　すずらん３１２
死亡の場所岐阜県関市
死亡年月日令和７年１０月８日
出生の場所愛知県名古屋市西区
出生年月日昭和１７年５月１４日
職業　無職　　被相続人　亡　池野　輝昭
事務所　岐阜市泉町４１　ＡＩＧ岐阜ビル１階ティアレ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　池田　紀子
催告期間満了日　令和９年４月７日
岐阜家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録記載１ないし同記載６表示の権利について公示催告の申立てがあったのでその権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（へ）第１号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2938番地
申立人　大嶋貞夫
権利の届出の終期　令和８年12月16日
令和８年９月２日　　秩父簡易裁判所
（別紙）　目　録
１(1)所在　秩父郡皆野町大字三沢字強石
地番　47９番１
地目　畑
地積　1302平方メートル
(2)さいたま地方法務局秩父支局明治36年７月24日受付第1843号
(3)登記の目的　永小作権設定
原因　明治36年７月15日設定
小作料　１年10円
支払期　明治36年７月24日、明治46年７月24日２回各100円
存続期間　明治５４年７月１５日迄
永小作権者　秩父郡国神村大字金崎９９番地
平角太郎
２(1)所在　秩父郡皆野町大字三沢字強石
地番　479番２
地目　畑
地積　９９８平方メートル
(2)さいたま地方法務局秩父支局明治36年７月24日受付第1843号
(3)登記の目的　永小作権設定
原因　明治36年７月15日設定
小作料　１年10円
支払期　明治36年７月24日、明治46年７月24日２回各100円
存続期間　明治54年７月15日迄
永小作権者　秩父郡国神村大字金崎99番地
平角太郎
３(1)所在　秩父郡皆野町大字三沢字強石
地番　479番３
地目　宅地
地積　350.00平方メートル
(2)さいたま地方法務局秩父支局明治36年７月24日受付第1843号
(3)登記の目的　永小作権設定
原因　明治36年７月15日設定
小作料　１年10円
支払期　明治36年７月24日、明治46年７月24日２回各100円
存続期間　明治54年７月15日迄
永小作権者　秩父郡国神村大字金崎99番地
平角太郎
４(1)所在　秩父郡皆野町大字三沢字強石
地番　479番４
地目　畑
地積　261平方メートル
(2)さいたま地方法務局秩父支局明治36年７月24日受付第1843号
(3)登記の目的　永小作権設定
原因　明治36年７月15日設定
小作料　１年10円
支払期　明治36年７月24日、明治46年７月24日２回各100円
存続期間　明治54年７月15日迄
永小作権者　秩父郡国神村大字金崎99番地
平角太郎
５(1)所在　秩父郡皆野町大字三沢字強石
地番　479番５
地目　畑
地積　185平方メートル
(2)さいたま地方法務局秩父支局明治36年７月24日受付第1843号
(3)登記の目的　永小作権設定
原因　明治36年７月15日設定
小作料　１年10円
支払期　明治36年７月24日、明治46年７月24日２回各100円
存続期間　明治54年７月15日迄
永小作権者　秩父郡国神村大字金崎９９番地
平角太郎
６(1)所在　秩父郡皆野町大字三沢字強石
地番　479番６
地目　畑
地積　30平方メートル
(2)さいたま地方法務局秩父支局明治36年７月24日受付第1843号
(3)登記の目的　永小作権設定
原因　明治36年７月15日設定
小作料　１年10円
支払期　明治36年７月24日、明治46年７月24日２回各100円
存続期間　明治54年７月15日迄
永小作権者　秩父郡国神村大字金崎99番地
平角太郎